

令和3年10月理事会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月25日（月） 15時01分 ～ 16時27分
- 2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部
- 3 出席者
- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| 理 事 長             | 神 田 裕 二   |
| 専 務 理 事           | 神 山 浩 一   |
| 公 益 代 表 理 事       | 山 本 光 昭   |
| 同                 | 佐 藤 裕 一   |
| 保 険 者 代 表 理 事     | 木 倉 敬 之   |
| 同                 | 鳥 海 孝 治   |
| 同                 | 長 尾 健 男   |
| 同                 | 北 原 省 治   |
| 被 保 険 者 代 表 理 事   | 福 田 英 樹   |
| 同                 | 安 原 三 紀 子 |
| 同                 | 伊 藤 彰 久   |
| 診 療 担 当 者 代 表 理 事 | 猪 口 雄 二   |
| 同                 | 松 本 吉 郎   |
| 同                 | 松 本 純 一   |
| 同                 | 遠 藤 秀 樹   |
| 公 益 代 表 監 事       | 塔 下 和 彦   |
| 保 険 者 代 表 監 事     | 吉 田 雄 彦   |
| 被 保 険 者 代 表 監 事   | 田 中 伸 一   |
| 診 療 担 当 者 代 表 監 事 | 篠 原 彰     |
| 常 任 顧 問           | 山 崎 章 一   |
| 参 与               | 安 部 好 弘   |
- 4 議 題
- 1 審査支払新システムの稼働におけるシステム障害の状況
  - 2 支払基金改革の進捗状況
  - 3 報告事項
    - (1) 監事監査結果報告（令和3年7月、9月実施分）
    - (2) 監事意見書に対する取組の進捗状況実施分
    - (3) 支部総合監査結果報告（令和3年6月～8月実施分）
    - (4) 審査関係訴訟事件
  - 4 定例報告
    - (1) 令和3年8月審査分の審査状況

- (2) 令和3年9月審査分の特別審査委員会審査状況
- (3) 令和3年9月理事会議事録の公表

## 5 議事内容

(理事長)

ただいまから理事会を開催する。

本理事会の議事録署名者として、鳥海理事、福田理事にお願いする。

また、本日は、被保険者代表の古川理事が欠席である。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事の総数16名のうち、15名の出席を確認しているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

それでは、議事に入る。

まず初めに、審査支払新システムの稼働におけるシステム障害の状況についてご報告を申し上げます。

新システムについては、先月の理事会において、障害の状況をご報告させていただいたが、その際に今後も、理事会においてしばらく状況報告するようにとご提言をいただいた。障害の詳細は、この後、事務局から報告させていただくが、先月の理事会以後も関係者の皆様にはふたたびご不便、ご迷惑をおかけする事象が発生していることをお詫び申し上げます。

それでは、報告させていただく。

-----事務局から資料説明-----

審査支払新システムの稼働におけるシステム障害の状況について、保険医療機関、保険薬局及び保険者等に影響を与えた障害の内容と対応状況等を説明。

-----

(理事長)

それでは、ただいまの審査支払新システムの稼働におけるシステム障害の状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(診療担当者代表理事)

前回も申し上げたが、新システムについて、現場の審査委員や職員からの意見は、今後とも、しっかりと継続して聴取していただくよう、重ねてお願いしたいと思う。

(理事長)

障害に関するもの以外にも、先月診療担当者代表理事から医療機関名をマスキングしていて審査がやりづらいという使い勝手に関するご指摘を受け、既に医療機関名のマスキングを外す対応をしている。そのほかにも、現場からいただいた意見に応える形で必要な修正は加えていきたいと考えている。

(診療担当者代表理事)

医療機関のマスキングが外れたことは、私も二、三のところで確認させていただいた。ありがとうございます。

医療機関のところをクリックすると患者名が一覧表となって出てくるが、レセプトのほうには、年齢と性別だけ分かる。一つ一つのレセプトを見ると、そういった形になっているので、審査委員のほうで何かそのことについて審査がやりにくいとかというご指摘がないか。その辺のところは、またできたら少し聴取していただきたい。

(理事長)

引き続き、審査委員、職員からの意見を踏まえて、現場の審査・審査事務に支障がある場合については改善を検討していきたいと考えている。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

9月の理事会で再審査のシステムで遅延が相当発生して、審査委員がお帰りになってしまったという報告があった。先月の理事会開催日の時点は審査が始まるというときだったので、この審査支払新システムが本当に大丈夫なのかとすごく心配したが、今月の報告を聞くと4件はあるようだが、そんなに多くのトラブルは発生していないようには見える。改善済みということで報告をいただいているので、今発生している事象については、おおよそ改善予定というところを含めて対応済みと思っている。

プログラムの開発の際には、どうしてもバグとかいろいろトラブルは付き物だと思うので、やむを得ない面は理解しているが、まだこういった問題が発生し得るとお考えなのか、見通しを教えてください。

次に、今日ご報告いただいた中で、4ページのところの項番1の①については、増減点連絡書の患者情報の重複ということだが、患者情報は何人分だったのかご報告いただきたい。今日の理事会で難しいようであれば後日でも結構だが、ご報告いただきたいと思う。

(事務局)

まず1点目、今後、バグも含めて、こういう障害が発生するかどうかということだが、現在は、一応収束していると考えている。ないということ祈っているというのが正直な答えであるが、現段階では、様々な事象について、一通り一月処理も終えており、10月初旬に改善したプログラムについても一定の原因は特定されているので、見通しとしては、次月以降ゼロとご報告をさせていただきたいという思いである。

2点目のご質問について、患者情報の重複という部分の正確な件数は、後ほどお知らせする。患者情報自体は10機関で出ているが、大部分については、改ページの兼ね合いで出ているという状況があるので、改ページにかかった患者数が幾つかということは確認をして本日の理事会終了までの間にお答えさせていただく。

(被保険者代表理事)

改ページですか。

(事務局)

医療機関に送る紙帳票の印刷で改ページをした時、2枚目に同じ患者情報がもう一度出てきてしまったという事象が、今回の分かりやすい事例である。

改ページの状況を確認させていただいて、理事会終了までの間に答えさせていただきます。

(被保険者代表理事)

今の点をお願いします。

今回のいろいろな障害というのは、事務局としては特別多いということではないという理解でよいか。

ベンダがすごく立て込んでいて、突貫工事で作ったからクオリティが低くなっているといった問題ではないと理解してよいか。

(事務局)

数だけでいうと比較的少ないとは思っている。

とはいえ、私ども審査支払機関として、費用としてこれだけのお金を保険者様からいただいて開発した内容であり、バグは限りなくゼロというのが本来望むべきことだと思っている。そこを、他より少ないからよしとは思っておりませんし、対外的に、医療機関様あるいは保険者様にご迷惑をかけているという実態から見て、当然これは、私ども審査支払機関としては、少ないとは思っていません。

(被保険者代表理事)

ありがとうございました。

(理事長)

多い、少ないということについて、評価をするのは難しいと思うので、発生した障害については、全てこの場でご報告をさせていただいている。

新システムをリリースするに当たっては、各ベンダから、各種テストをして、発生した障害については全て改善したという報告を受けて、リリースしても大丈夫だという報告を受けた上でリリースしている。テストをして障害を改善したわけであり、多くの障害が発生していることについて、私自身の思いとしては、極めて遺憾であると考えている。

先ほど事務局からも申し上げたように、事務のサイクルとしては一通り終了し、朝、晩、障害については報告を受けているが、最近は新しい障害が発生していないという日も増えており、引き続き、安定稼働に至るまで万全を期していきたいと考えている。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

(理事長)

他に質問、意見等がないようであれば、次の議題に移る。

支払基金改革の進捗状況について、事務局から説明させていただく。

-----事務局から資料説明-----

支払基金改革の進捗状況の審査事務集約に向けた取組について、審査支払新システムの構築及びAIによる振分機能の実装、既存のコンピュータチェックルールの見直し、医療機関等において請求前の段階でレセプトエラーを修正する仕組みの導入、審査結果の不合理な差異解消の取組及び在宅審査・在宅審査事務の試行的実施等を説明。

ただいまの支払基金改革の進捗状況について、質問、意見等がございましたらご発言ください。

(診療担当者代表理事)

来年の10月、集約化に向けていろいろご配慮願っているところであるが、集約時の人事配置方針について、大体どのようなスケジュール感で動いて

いるのか。私がこの間お話ししたときとは若干変わってきているように思うので、今のところ全く白紙だということであればそれで結構であるが、何かあるならば聞かせていただきたい。

(理事長)

人事配置方針については、お手元の資料の4ページの9番目にあるように、6月に各職員に、転勤が可能かどうか、あるいは子供の養育とか親の介護等の家庭の事情、それから配置先の希望等の確認をして、その後、支部長が面談で個別に意向確認をしている。

当初の予定では、10月にも令和4年10月の配置先を内々示したいと考えていたが、職員の配置先の希望等から、各拠点で予定している定員について、過不足があり、その調整にしばらく時間がかかることから、10月の内々示の予定は少し延期をすることになった。いずれにしても、早い段階で内々示を行いたいと考えているので、現在、その具体的な作業をしている状況である。

(診療担当者代表理事)

職員一人ひとりと丁寧に面談をして決めていただくということは大事だと思うが、1年後に迫っているわけで、今の理事長のお話だと、意向調査の結果と基金本部が考えている人員配置と、ちょっと差があると。希望数に差が出て、調整が難しくなっているようにも聞こえるが、その辺は丁寧に話をしていくことで解決は可能なのか。

(理事長)

現在の人員の配置方針では、各都道府県に設置の審査委員会事務局については、昨年10月に事務量調査を行い、それぞれの事務局でどれぐらいの業務量が必要なのかを個別に積み上げている。各都道府県の事務局に配置される職員については、確保していかないと仕事が回らなくなってしまう。まず、必要な職員を審査委員会事務局に確保する。その上で、審査事務は、今後、センターに集約をされ、その他の職員については審査事務センターに集約をするという方針で行っている。

職員個々には、どういう業務をやりたいのか、審査事務をやりたいのか、非現業の業務をやりたいのか、どういう診療科を担当したいのかといった希望も丁寧に聞いている。各拠点の定員だけではなく、診療科の希望なども聞いているので、調整にもう少し時間がかかるというのが現状である。

(診療担当者代表理事)

ありがとうございます。

何を心配しているのかと言うと、理事長が仰ったいわゆる審査業務に関わる職員の確保というものを考えていただきたいということがある。それを優先させると、今度は他の人事がうまくいかないということもあると思うので、なかなか調整は難しいと思われるが、我々審査する側に立つと、やはりまず審査業務に関わる職員は確保していただきたいと思うので、よろしくお願いをします。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。

組織編成に当たっては、ご指摘のような観点から、できるだけ実際に審査事務に従事する職員をできる限り確保するという方針に基づいている。具体的に言うと、これまでの課長代理に相当する副長という職や班長という職、中間の管理職とか役職はできるだけスリム化を図り、フラットな組織にして、実際に審査事務に従事する職員をできるだけ確保するという方針で行っている。

また、非現業の業務については、できるだけ本部に集約をする。バックオフィスの会計や庶務業務はできるだけ本部に集約することによって、実際に審査事務に従事する職員を確保するという方針で現在人員配置の調整をしているので、ご指摘は十分踏まえて、今後、進めていきたいと考えている。

(被保険者代表理事)

意見の趣旨としては審査業務に係る職員がちゃんと確保されるか、という観点で診療担当者代表理事と同じことになろうかと思うが、職員にとっては、拠点の移動によって人生設計上の将来不安があると、集約がスムーズにいかないという側面があるのではないかと思う。拠点集約は、期限が決まっていることなので、職員の将来不安につながらないように、今後の内々示等を速やかに行っていく必要があるのではないかと思う。業務上スムーズに移行することに向けて、職員の皆さんの懸念の払拭を同時に進めていただければと思う。

同じ観点であり、重複した意見になるが、発言させていただいた。ありがとうございます。

(理事長)

ご指摘に感謝申し上げます。ご指摘を踏まえて進めていきたいと考えている。

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

私も大体同じような話ではあるが、今日説明いただいたのは、10月を延期して、できるだけ早い段階で内々示したいという話で、どれぐらいなのかまだ分からない中で職員の不安も招きかねないと思っている。今までも、支部の集約先についても、どこになるのか決まらなかったという経緯もあって、職員の間には、不安がかなりあるようだ。また延期の理由について、単純に時間を要するというか、丁寧に対応するために時間をかけるという意味で素直に受け取っていいのか、それとも何か違う事情でも発生したのかと想像するかもしれない。やはり丁寧に対応していただくというのは、すごく重要なことだと思っている。その少し時間がかかるということについて、何か憶測を呼ぶような、何か疑心暗鬼を呼ぶようなことのないように、職員や労働組合に説明をしていただくことが重要だと思うので、よろしく願います。

(理事長)

労働組合のほうにも、今回の内々示が遅れる旨は説明をしている。

職員の希望の尊重と各拠点の定員に差があることは現時点で言えば確かであるが、それをどうやって丁寧に調整していくのかを踏まえて、最終的な調整をしている。もともと早めに内定をしている趣旨で言うと、新しい集約後の業務マニュアルを策定して、おおよその集約後の仕事が決まり、新しい業務マニュアルの習得等に時間をかけていきたいということであり、そういった新しい業務マニュアルによる新しい仕事の習得等に支障を生じないように、スケジュール管理はしっかり行っていきたいと考えている。

他に、質問、ご意見等があればご発言ください。

(被保険者代表理事)

在宅審査・在宅審査事務の試行的実施ということで、パワーポイントに比較的詳しく、24ページと25ページに書いてあるが、コロナ禍でわざわざ広域移動を通勤でさせるようなことが妥当なのかという観点で、これを推進していくということが必要じゃないかということを何度か発言させていただいてきている。24ページの資料を見ると、審査の質の向上ということでかなり前向きに捉えられて、審査時間、必要な審査委員の確保とか、職員の迅速な連携というようなことまで書かれているが、前向きに捉えるようになったと理解をしていいのか。

スケジュールについては、2月に報告いただくということだが、今やっている高崎の試行というのは、高崎と前橋の間で実施していると思うが、それを踏まえて来年度以降に段階的に導入というようなところまで書かれているが、在宅ということで、審査委員の先生の医療機関であったり、ある

いはその審査事務を行う職員の自宅での業務ということも試行実施の中に入っていて、それを含めて4月以降に実施するという事まで入っていて、それを段階的に導入していく拠点を増やしていくということなのか。もう少し考えをご説明いただければと思うので、よろしく願います。

(事務局)

在宅審査の体制を整備していく目的については、ご指摘いただいたように、非常時の対応として、コロナの感染拡大が再び起こっても安心して審査を行える体制を整備するという事もあり、新システムが導入をされて、画面上でも職員と審査委員との連携がしやすくなったというようなインフラ整備も行ったので、高崎において、職員と審査委員との迅速な連携についてもフェージビリティが確認できればということ、また25ページで説明したセキュリティ対策の見通しは立っているが、このあたりのフェージビリティなども、細かいところまでしっかりと、高崎と前橋の関係で確認できれば、24ページに挙げたような前向きな審査の質の向上というところの効果も期待できると考えているので、高崎において試行的なフェージビリティの確認ということを進めていきたいと考えている。

その後の段階的な導入の具体的なスケジュールについては、これから検討ということになるが、例えば、コロナへの感染拡大が起こる可能性が高いと思われるような、首都圏から先に体制を導入するとか、拠点集約に向けて、オフィスの環境整備の事情もそれぞれの拠点にあるので、そういうものを総合的に勘案しながら、スケジュールについて、段階的にどのようなやっていくか検討していきたいと考えている。

(被保険者代表理事)

実際の在宅での審査や審査事務というのは、今の試行実施の中では入っているのか。

(事務局)

在宅における審査については、職員も審査委員も在宅で審査事務を行うことも入っている。

(被保険者代表理事)

事務所間、高崎と前橋の事務所で、自宅とみなして、何かダミーで自宅と仮定して実験をしているということなのか、それとも実際に家でやっているのか。

(理事長)

2つの段階があり、1つは5月から既に実施している。モデル事業として実施しているものは、審査委員は前橋にいて、職員は高崎の分室で予定されているオフィスにいて、職員と審査委員が離れた環境で審査に支障がないかを5月から既に始めている。

これは、審査事務を担当している職員は全て高崎に行って、審査委員と職員が離れた環境で、実際の多くはパソコンを使ったウェブの電話等で職員とコミュニケーションを図ることによって、これまで見ている限りでは、審査実績の低下ということは見られていないという状況になっている。

それに加えて、10月から在宅審査のモデル事業を実施するという事で、これは審査事務に従事する職員は全員25名が参加をして、審査委員の約3割の審査委員にも参加をしていただいて、実際に自宅で審査事務、それから審査をしていただくということで、これは今月から始まっているという状況である。

(被保険者代表理事)

それを踏まえ、在宅での試行を含めて、2月にご報告いただけるということで理解した。ぜひよろしく願います。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

次に、報告事項に入る。

報告事項の(1)監事監査結果報告について、公益代表監事から報告する。

(公益代表監事)

7月及び9月に北海道と神奈川の2支部につき、リモートの手法も取り入れながら支部監査を実施している。

監査の視点としては、審査事務集約に向けた取組の状況、マネジメント的な側面からの支部の運営状況の2点から確認を行っている。

下段の表は、北海道と神奈川について、支部集約に伴い、組織体制がどう変わるかということを示している。

続いて、スライド28ページをご覧ください。

まず、北海道支部の監査講評について説明する。

審査事務の集約に向けた取組の状況については、職員の配置面は、基本的に勤務地に変更は生じないため、特段の問題は生じない見込みであり、

レイアウトについても、現支部が審査事務センターと審査委員会事務局に分化するが、支部内での検討にて完結する。したがって、北海道支部の事務集約に伴う影響・検討事項は、他支部に比べて相対的には少ない状況である。

このように、集約に関しては、懸念すべき状況は少ないものの、全般的には本部からの通知の発出・指示待ちの印象は拭えないために、組織体制の変更に伴う課題を想定した、より自発的な取組を行ってほしい旨の指摘を行っている。

マネジメント的な側面からの支部運営状況については、事故又は誤処理発生状況は、昨年度の年間計11件に対し、今年度は8月までで9件の状況となっている。

支部長としては、進捗管理を含む役職者と職員とのコミュニケーション、課をまたがる運営ルールの統一等に課題があるとの認識であり、順次見直し・改善を行っていると聞いている。

ただ、ヒアリングを行う中では、このリスク管理面での対応をはじめとして、支部長と課長層との課題認識・危機意識のギャップが残念ながら感じられた。当支部だけではなく基金各支部に共通する課題とも考えられるが、当該層のMUST DOを明確化することを通じて、支部マネジメントにおける、より高いレベルでの機能発揮が期待されるどころだと認識している。

続いて、29ページをご覧ください。

神奈川支部の監査講評について説明する。

審査事務集約に向けた取組については、職員異動・配置について、233名中142名が東京センターへ異動予定だが、大半は通勤可能であり、特段の懸念は生じていないと聞いている。

年初より、人事配置案策定、レイアウト作成、審査事務体制整備、業務処理体制整備の4つのPTを設置し、検討を進めているところであり、この中でも人事配置については、集約先となる東京支部との連携も図っており、検討課題に対する取組は進展しているものと判断している。

今後は、上記課題に加えて、より円滑な事務集約に向けて、業務立ち上げに係るセンター運営の方針・枠組みや事務運用の統一等の課題につき、ブロック内の支部が共同して検討を行っていくことが必要と考えている。

この点、本部からの一定の指針・検討の枠組みの提示が必要になるが、やはり地域ブロックごとの特性、状況が異なることから、より現場レベルでの検討の比重が増してくると思われる。したがって、より積極的、スピード感を持った自発的な取組をお願いしたい。

マネジメント的な側面からの支部運営状況については、支部長・部長層の役割分担は明確で、コミュニケーションも良好に図られているものと判

断している。

一方で、行動計画の数値目標に対する取組は、複数の項目で目標未達かつ実績との乖離幅も大きい状況であり、改善に向けて、適時適切な進捗管理の実施、あるいは審査委員方との連携指導など、管理職層がより強力なマネジメント力を発揮していったほしい旨を指摘している。

(理事長)

ただいまの監事監査結果報告について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、次に、報告事項の(2)の監事意見書に対する取組の進捗状況について、公益代表監事から報告する。

(公益代表監事)

スライド31ページをご覧ください。

これは、過年度の監事意見の一覧であるが、2016年3月と同年12月、2018年11月の3回、計6項目について監事意見が提出されている。

上から白抜きのところ、情報セキュリティ態勢の強化、60歳以降の再雇用制度のさらなる活用に向けた取組、内部監査態勢の充実に対する取組はフォローが終了しており、現在フォロー継続中の項目は、色をかけたところ、災害対応態勢の見直し及び継続的なレベルアップ、障がい者雇用に対する対応態勢の整備、内部統制システムの構築に対する取組、この3点となっている。

続いて、32ページをご覧ください。

災害対応態勢の見直しと継続的なレベルについて、非常災害時の対応として、初動体制並びに対策本部設置、それと事業継続計画としての業務処理対応手順について、当初、昨年度末までに策定する予定であったが、種々検討している中で、この10月末をめどに今取り組んでいることを確認している。

加えて、ただこれだけではなくて、災害発生時の迅速な対応を実施するには、定期的・継続的な訓練の実施を通じたこのマニュアルの内容をレベルアップしていく、実効化していくと同時に、役職員の対応レベルの向上が不可欠と考えており、マニュアルが策定された後も、一定期間の訓練を経るまではフォローが必要なのではないかと考えている。

次に、障がい者雇用に対する対応態勢の整備について、6月1日現在の雇用率は、法定雇用率2.3%に対し2.5%、プラス9ポイントと法定雇用率を上

回っており、また資料の記載のと通りの雇用対策を進めている。

来年10月の組織改編に向けて、やはり最大限配慮した上で、配置・職務付与を実施することの方針の下、動いているところであり、法定雇用率を下回る懸念は少ないものと考えられる。ただ、組織改編後も引き続き配置・職務付与が適切に行われていることを確認して、その上でフォローの継続をするかどうか判断させていただきたい。

続きまして、33ページをご覧ください。

内部統制システムの構築における方向性、組織体制の取組状況については、枠組みの中で具体項目をお示ししているが、方針・規程、委員会運営、組織体制、マニュアル等、これについては所期する取組が進んでいるものと確認、認識している。

続いて、改善の方向性については、いわゆるPDCAプロセスにおけるPlan・Do、これについては構築がなされるとともに、本部・支部の各組織において内部統制に対する理解も図られているものと認められる。

一方で、上記の枠組みに基づく当システムの運用というのはまだ始まったばかりであり、今後、組織運営への定着や、より実効的な内部統制システムの構築に向けては、引き続き、このシステムの見直し、改善を行うとともに、PDCAのCheck & Action、これをもう少し意識した運営を図っていく必要があると判断している。

こうした観点から、当項目については、引き続きフォローを継続することとしている。

(理事長)

ただいまの監事意見書に対する取組の進捗状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、報告事項の(3)支部総合監査結果報告について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

支部総合監査結果報告（令和3年6月～8月実施分）を説明。

(理事長)

ただいまの支部総合監査結果の報告について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がないようであれば、次に報告事項の(4)審査関係訴訟事件について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

審査関係訴訟事件について説明。

-----

(理事長)

ただいまの審査関係訴訟事件について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がないようであれば、次に、定例報告に入る。

定例報告の(1)令和3年8月審査分の審査状況について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和3年8月審査分の審査状況について説明。

-----

(理事長)

ただいまの令和3年8月の審査分の審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がないようであれば、定例報告の(2)令和3年9月審査分の特別審査委員会審査状況について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

令和3年9月審査分の特別審査委員会審査状況について説明。

-----

(理事長)

ただいまの特別審査委員会審査状況について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がないようであれば、定例報告の(3)令和3年9月議事録の公表について報告する。

令和3年9月理事会議事録については、皆様に議事内容を確認いただいた上で、議事録署名者である、北原理事、安原理事にご署名をいただいているので、支払基金ホームページに掲載したいと思う。

先ほど被保険者代表理事から質問があった、具体的な患者数について、事務局から説明をさせていただく。

(事務局)

被保険者代表理事からご質問いただいた件について、お答えさせていただく。

増減点連絡書の患者情報が重複されて印字したという件数だが、先ほどの資料にあるように、7支部10機関で923名分が二度出力された形である。

この理由は、対象となった医療機関が地域の非常に多くの診療科を有する大学病院等になっており、また、先ほど申し上げたプログラムのエラーについては、診療科の印字の有無に起因する事象であるため、診療科の印字の有無で改ページの扱いとなり、次のページからもう一度印刷命令のプログラムが実行されるということになっていたものである。

(理事長)

全体を通しまして、何か質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段、質問、意見等がないようであれば、本日の理事会はこれをもって閉会とさせていただきます。

次回の理事会については、11月29日月曜日午後3時から開催する予定としているのでよろしくお願い申し上げます。

令和3年10月25日

理 事 長 神 田 裕 二

保 險 者 代 表 理 事 鳥 海 孝 治

被 保 險 者 代 表 理 事 福 田 英 樹